

昭島市特別支援教育推進計画
(第4次・令和7年度～令和9年度)



令和7年3月
昭島市教育委員会

～ 目 次 ～

第1章 昭島市特別支援教育推進の基本的な考え方	・・・ 1
1 計画の位置付け	・・・ 3
2 基本理念	・・・ 4
3 基本方針	・・・ 5
4 計画期間	
5 SDGs との関連	・・・ 6
6 昭島市における特別支援教育の現状	・・・ 9
（1）特別支援学級の児童・生徒の状況について	
（2）通常の学級における支援の必要な児童・生徒の状況について	・・・ 18
（3）校内支援体制について	・・・ 22
（4）就学支援シートについて	・・・ 23
（5）副籍制度・居住地交流制度について	・・・ 24
7 昭島市第3次特別支援教育推進計画の評価	・・・ 26
第2章 昭島市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策	・・・ 31
1 【プラン1 推進体制の整備】	・・・ 34
（1）中学校の特別支援教室拠点校の開設	
（2）特別支援学級新設の検討	
（3）充実した就学・転学相談体制の継続	・・・ 35
2 【プラン2 教育内容の充実】	・・・ 36
（1）特別支援教育に関する専門性の向上	
（2）特別支援学級担任及び特別支援教室担当教員の専門性の向上	・・・ 37
（3）校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実	・・・ 38
（4）「学校生活支援シート」「個別指導計画」「連携型個別指導計画」に基づく指導と支援の充実	・・・ 39
3 【プラン3 関係機関との連携】	・・・ 40
（1）アキシマエンス（教育福祉総合センター）総合相談窓口の継続	
（2）切れ目のない支援を行うための「子育てサポートファイル」の活用	・・・ 41
（3）巡回相談の実施	
（4）都立特別支援学校（エリア・ネットワークのセンター校）との連携強化	・・・ 42
4 【プラン4 共生社会の実現】	・・・ 44
（1）共生社会の実現や特別支援教育への理解啓発のための取組の推進	
（2）特別支援教育の普及	
（3）交流及び共同学習の推進	・・・ 45
（4）副籍制度の推進	・・・ 46
5 計画の進行管理及び推進体制	・・・ 47
第3章 参考資料	・・・ 49

第Ⅰ章

昭島市特別支援教育推進の基本的な考え方



昭島市では、障害のある児童・生徒一人ひとりの発達特性や障害の状況に応じた教育を推進するとともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムを構築するために、平成25年2月に「昭島市特別支援教育推進計画」を策定し、平成30年2月に「第2次」、令和4年2月に「第3次」を策定し、特別支援教育の推進に努めてきました。

これらの計画に基づいた取組の結果、特別支援教育の視点をもつ教員の育成や多様な学びの場としての特別支援教室、自閉症・情緒障害学級設置の取組は着実に進めることができました。また、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒との交流、特別支援教育に関する講演会、市内特別支援学級による合同学習発表会などを継続的に実施し、児童・生徒、保護者、市民への特別支援教育の理解啓発も図ってまいりました。

この間、国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。また、平成29年3月には文部科学省から小・中学校、特別支援学校の学習指導要領の改訂が告示され、それぞれ、令和2年度、令和3年度から施行されました。さらに、平成30年3月には「障害者基本計画（第4次）」が内閣府において策定され、教育分野における障害者施策の基本的な方向として「インクルーシブ教育システムの推進」などが掲げられました。

東京都では、平成29年2月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」が策定され、平成30年10月には、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、令和3年3月には、誰一人取り残さず、すべての子どもが将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育を目指して、「東京都教育施策大綱」が策定されました。また、令和4年3月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～」が策定され、支援を必要とする子どもたちへの指導・支援の充実を図っています。さらに、令和7年3月に策定された「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第三次実施計画」では、自立と社会参画できる力の育成を一層推進しています。

このような状況の中、本市では、全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方として、これまで取り組んできた成果と課題、国や東京都の動きを踏まえ、昭島市特別支援教育推進計画（令和7年度～令和9年度）を策定し、学校、家庭、地域、福祉・医療等の関係機関との連携を深め、本計画の着実な推進を図ることとしました。

上記を踏まえ、本市の特別支援教育の基本的な考え方を以下のとおり定めます。

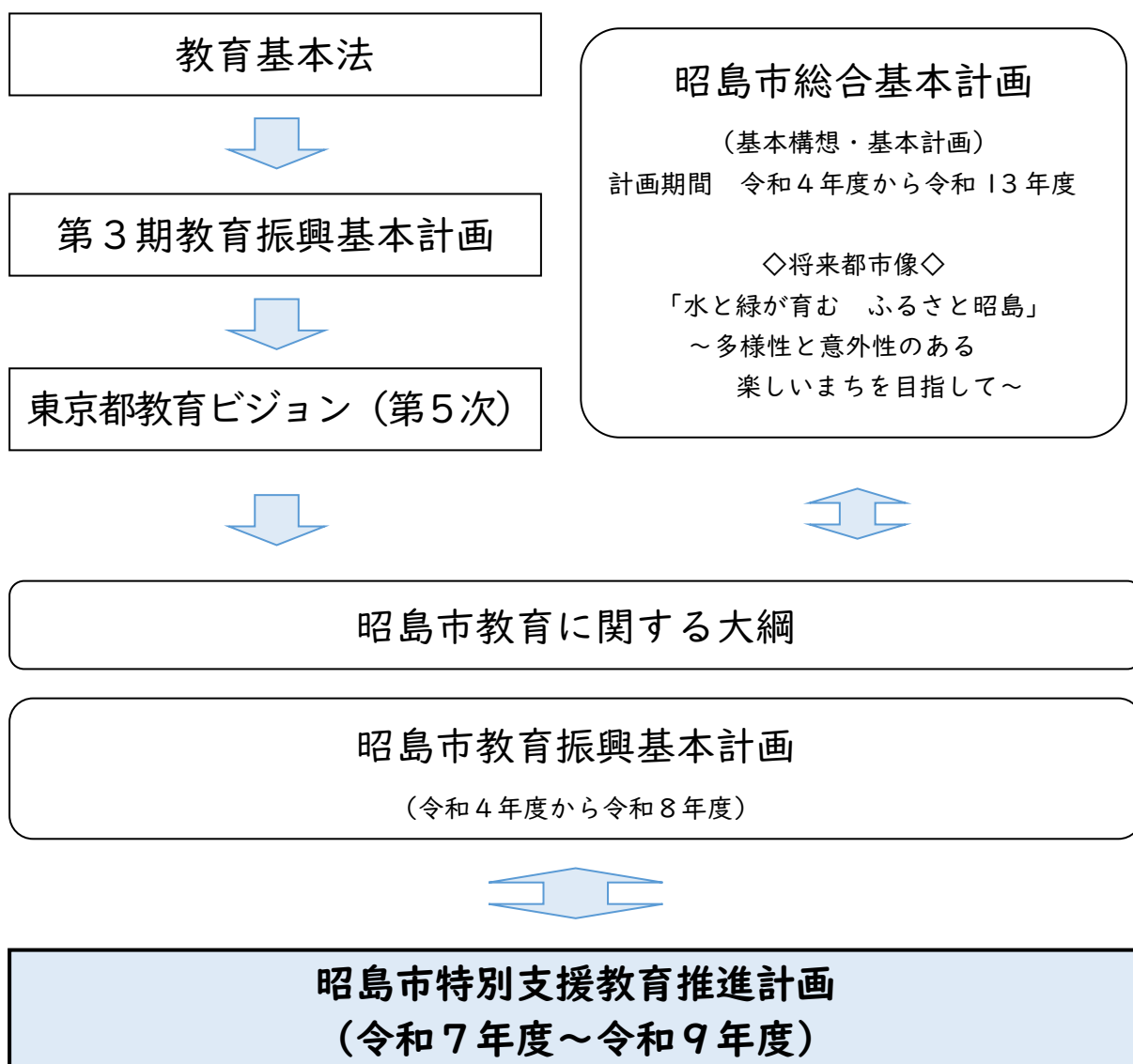
令和7年3月

昭島市教育委員会

計画の位置付け

本計画は、共生社会の実現に向け全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方として、これまで取り組んできた成果と課題、国や東京都の動きを踏まえて策定します。

本計画は、「教育基本法」及び「東京都教育ビジョン（第5次）」を踏まえた「昭島市教育振興基本計画（令和4年度～令和8年度）」を上位計画とし、本市の特別支援教育の計画として位置付けます。



2

基本理念

「第3次昭島市特別支援教育推進計画」の理念を引き継ぎ、「昭島市特別支援教育推進計画（令和7年度～令和9年度）」における基本理念を以下のとおり定めます。

- ◎ 全ての学校で、インクルーシブ教育システム¹の理念を踏まえ、障害のある児童・生徒一人ひとりの障害特性や実態に応じた専門的な教育を行い、児童・生徒一人ひとりの成長と発達を最大限に伸ばせる教育環境の整備・充実に努めます。
- ◎ 障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、関係者及び関係機関のより一層の連携強化に努めるとともに、学校生活支援シートの作成と活用による一貫性のある支援の充実に努めます。
- ◎ 共生社会²の実現に向け、本人や保護者の意向を最大限尊重するとともに、学校と本人や保護者との合意形成のもと適切な就学に配慮し、自立と社会参加に向けて、学校関係者、保護者、地域の人々に特別支援教育への理解啓発を図ります。

1 インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく必要がある。

2 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を言う。

3

基本方針

「昭島市特別支援教育推進計画（令和7年度～令和9年度）」における基本理念に基づき、以下の4つのプランを基本方針として掲げます。

【プラン1 推進体制の整備】

一人ひとりの児童・生徒が安心して豊かに学べる教育環境を整備し、特別支援教育推進体制を構築します。

【プラン2 教育内容の充実】

全ての学校、教室において、児童・生徒の特性への理解を図るとともに特別支援教育の視点をもった質の高い教育を行います。

【プラン3 関係機関との連携】

就学前から義務教育修了後までの一貫性のある切れ目のない支援を実現するために、関係機関と連携した相談・支援体制を構築します。

【プラン4 共生社会の実現】

家庭や地域との連携による特別支援教育に対する理解啓発活動を進めるとともに、本人や保護者の意向を最大限尊重するとともに、学校と本人や保護者と合意形成のもと適切な就学に配慮し、自立と社会参加に向けた共生社会の実現を目指します。

4

計画期間

本計画は令和7年度から令和9年度までの3年間とします。

計画期間中に児童・生徒数等の変化や国や東京都の動向を注視しながら、適宜必要な計画の見直しを図っていきます。

5

SDG s との関連

SDG s（エス ディー ジーズ）は、平成27年9月に国連サミットにおいて、全会一致で採決された持続可能な社会の構築に向けた計画の中で掲げられた国際社会共通の目標です。

「Sustainable Development Goals」の頭文字をとって「SDG s」と呼びます。日本語訳では「持続可能な開発目標」となります。社会、経済、環境と人の営み全てに関わる「17の目標」が設定されており、17の目標の下には、目標を達成させるための具体的な項目である169のターゲットが設定されています。この目標を令和12年までに全世界で達成することを目指しています。「昭島市総合基本計画」では、SDG sの目標を明示し、市民・事業者・行政それぞれの意識を高めつつ取り組んでいます。

教育分野では、SDG sが掲げられる前の平成14年に、「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」が提唱され、昭島市教育委員会においても、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育に取り組んできました。こうした時代の要請を踏まえ、持続可能な社会の担い手を育むため、昭島市教育振興基本計画（令和4年度～令和8年度）においても、基本施策ごとにSDG sの目標を明示し、学校・市民・教育委員会がそれぞれ意識しながら、目標の達成に取り組んでいます。

本計画においては、17の目標のうち、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標10「人や国の不平等をなくそう」を目標として取り組んでまいります。



参考資料① 特別支援教育に関する文言、法令等

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援の必要な幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されるものとなりました。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障害者の権利に関する条約は、平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年に発効しました。日本では、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定など必要な国内法制度の整備等を進め、平成25年12月に国会で承認され、平成26年1月に条約の批准書を国連に提出し、2月に効力が発生しています。

障害に基づく差別の禁止や障害者の社会参加促進などが内容として盛り込まれており、教育については第24条に記載されています。

障害者差別解消法

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」であり、平成25年6月に制定され、一部の附則を除き平成28年4月から施行されました。国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として制定されました。「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること」を目的としています。障害者差別解消法では、「障害を理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはならない」「社会的障壁を取り除くための合理的配慮の義務付け」「国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識の普及に取り組まなければならない」「合理的配慮」等が定められ、「共生社会」の実現を目指しています。令和6年4月から「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

東京都特別支援教育推進計画

これからの都における特別支援教育の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかにする総合的な計画として、平成16年11月に策定した長期計画です。この計画は、知的な遅れのない発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の教育に対する都民の期待にこたえ、都立特別支援学校が抱える課題の解決とともに、幼稚園、小学校及び中学校、区立特別支援学校、都立高等学校及び都立中等教育学校における特別支援教育の推進・充実を図るためのものです。

東京都では、平成28年度に東京都特別支援教育推進計画（第二期）＜計画期間平成29年～令和8年＞を策定しました。

東京都発達障害教育推進計画

「発達障害の全ての児童・生徒が持てる力を最大限伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行うこと」及び「発達障害のある児童・生徒と発達障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡充すること」を基本理念として、全ての公立学校における発達障害教育に関する施策を展開する計画です。

合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされています。なお、「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされています。

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなります。各学校の設置者及び学校は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努める必要があります。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、共通理解を図る必要があります。

社会的障壁

障害者基本法第2条では、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。なお、①事物とは、ことがら、建物、設備など、②制度とは、利用しにくい制度、仕組みなど、③慣行とは、障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など、④観念とは、障害のある方への偏見などを指します。

6

昭島市における特別支援教育の現状

(1) 特別支援学級の児童・生徒の状況について

現在、昭島市立小・中学校には、固定制の知的障害学級と自閉症・情緒障害学級、通級制の特別支援教室、難聴・言語障害通級指導学級を設置しています。

なお、田中小学校の自閉症・情緒障害学級は、令和6年度に新設しました。

特別支援学級設置校・特別支援教室拠点校及び在籍児童・生徒数等は以下の通りです。

令和5・6年度の特別支援学級設置校・特別支援教室拠点校・通級指導学級の
在籍児童・生徒数及び学級数（5月1日現在／年度）

学校名	種別	学級名	形態	在籍児童・生徒数（人）		学級数（学級）	
				令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
共成小学校	知的	若草	固定	22	30	3	4
つつじが丘小学校	知的	杉の子	固定	47	48	6	6
田中小学校	知的	ふたば	固定	26	29	4	4
計				95	107	13	14
昭和中学校	知的	1組	固定	30	33	4	5
多摩辺中学校	知的	8組	固定	46	42	6	6
計				76	75	10	11
富士見丘小学校	自閉症・情緒	さくら	固定	53	41	7	6
田中小学校	自閉症・情緒	わかば	固定		10		2
清泉中学校	自閉症・情緒	7組	固定	28	29	4	4
計				81	80	11	12
東小学校	情緒	大空	通級	83	85	7	7
つつじが丘小学校	情緒	そよかぜ	通級	59	57	5	5
光華小学校	情緒	くすのき	通級	89	89	8	8
拝島第三小学校	情緒	たんぽぽ	通級	94	90	8	8
計				325	321	28	28
瑞雲中学校	情緒	ずいうん	通級	72	95	6	8
富士見丘小学校	難聴・言語	きこえとことば	通級	31	28	3	3
総計				680	706	71	76

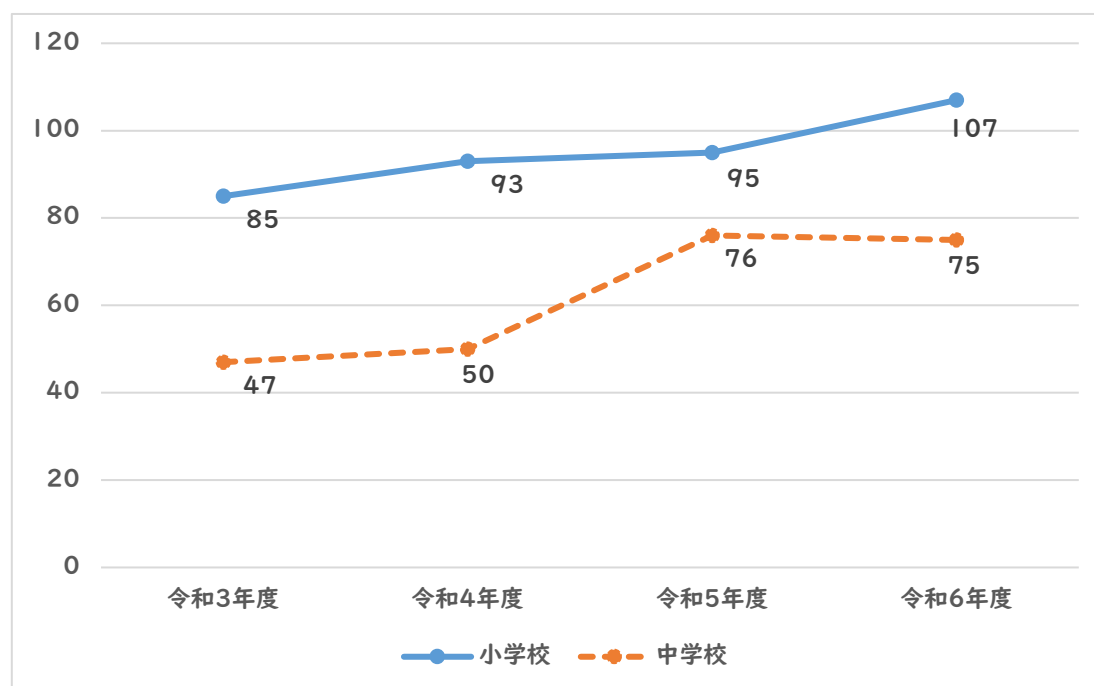
ア 知的障害特別支援学級³（固定制）

固定制の学級は、通常の学級とは別の特別な教育課程を編成し、基本的に全ての指導を在籍している特別支援学級において実施する学級です。小学校には、市の東部に共成小学校、市の中部につつじが丘小学校、市の西部に田中小学校の3校を設置し、中学校には、市の東部に昭和中学校、市の西部に多摩辺中学校の2校を設置しています。

在籍児童・生徒数は、小学校、中学校ともに増加傾向にあります。

知的障害特別支援学級（固定制）在籍児童・生徒数の推移（5月1日現在／年度）（人）

校 種	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	85	93	95	107
中学校	47	50	76	75



3 知的障害特別支援学級

通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級。東京都は、児童・生徒8名で1学級とし、教員は学級数に対し、プラス1名配置している。

固定学級は、学習活動等のすべてを小・中学校に設置された特別支援学級で指導を受ける形態となる。

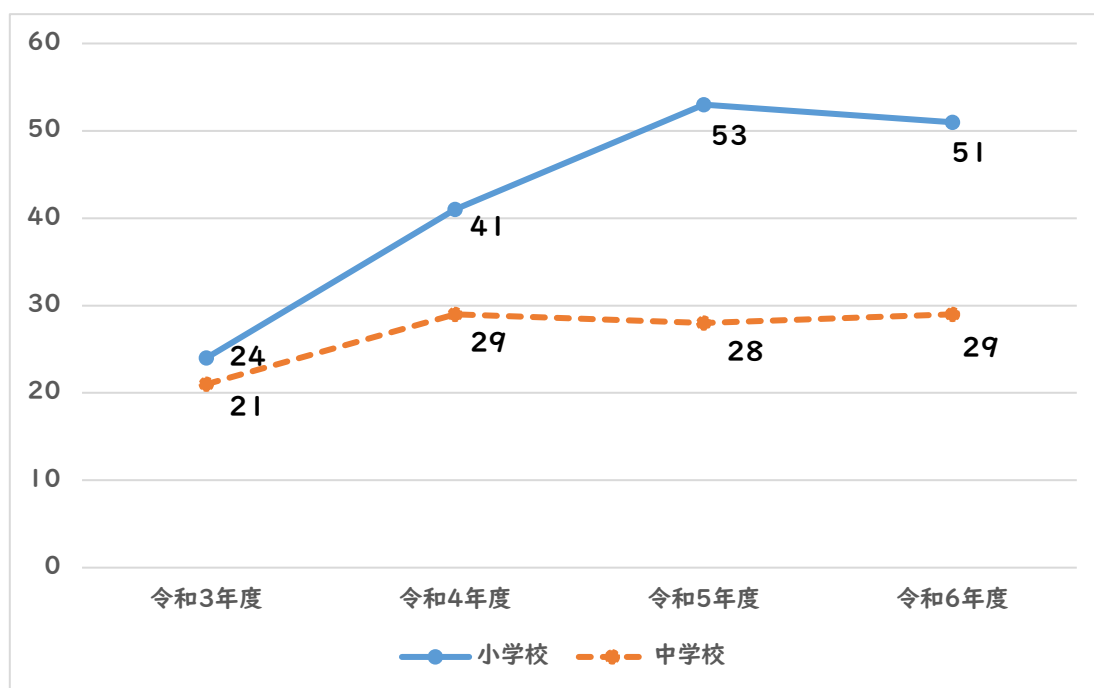
イ 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定制）

自閉症・情緒障害特別支援学級⁴では、小学校、中学校の教育課程に準ずるとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、自立と社会参加をする資質を養うための指導領域である自立活動の時間を適切に教育課程に位置付け、各教科等の指導の充実を図っていく学級です。自閉症・情緒障害特別支援学級について、小学校は富士見丘小学校、中学校は清泉中学校に設置しており、令和6年度に田中小学校に新設しました。

令和3年度以降は、小学校、中学校ともに増加傾向にあります。

自閉症・情緒障害特別支援学級（固定制）在籍児童・生徒数の推移（5月1日現在／年度）（人）

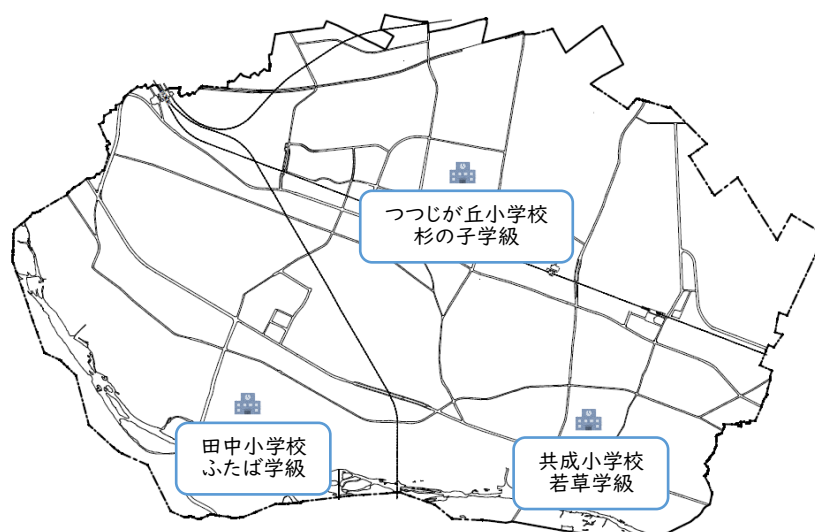
校 種	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	24	41	53	51
中学校	21	29	28	29



4 自閉症・情緒障害特別支援学級

固定制の特別支援学級で、対象は自閉症又はそれに類する者で他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度の者や、主として心理的な要因による選択制かん黙等がある者で、社会生活への適応が困難である程度の者となる。

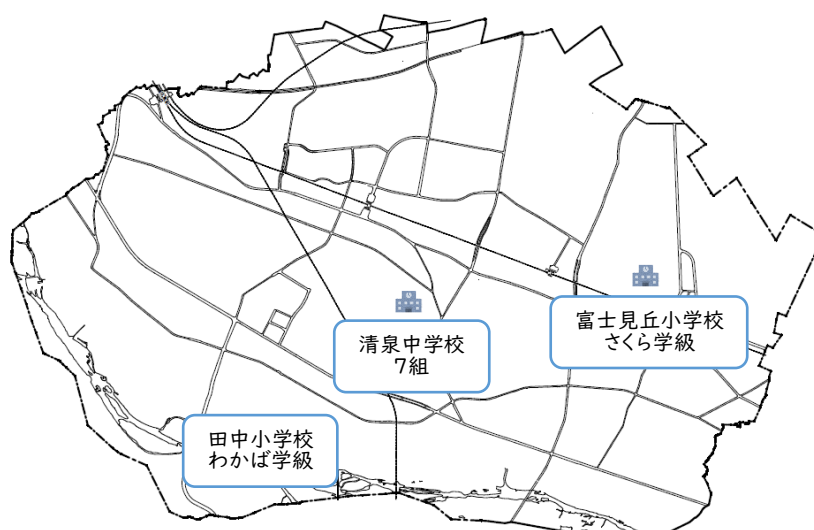
知的障害特別支援学級（小学校）



知的障害特別支援学級（中学校）



自閉症・情緒障害特別支援学級



ウ 特別支援教室

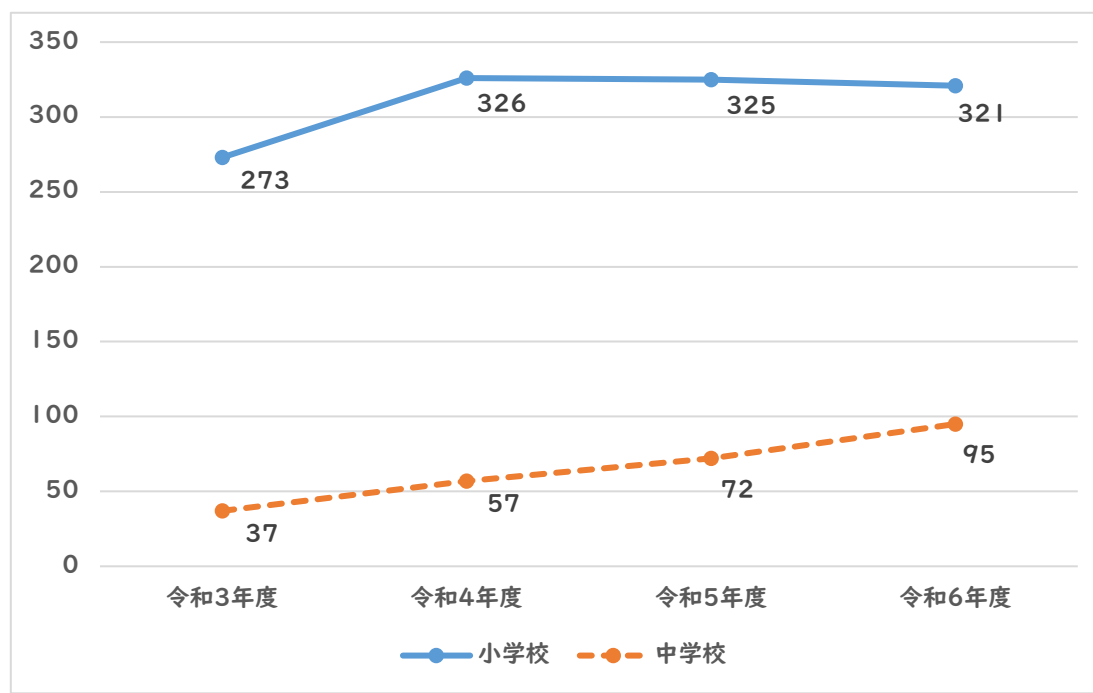
特別支援教室⁵とは、通常の学級に在籍している児童・生徒が特性に応じた課題の改善や克服のため校内に設置された専用の教室に定期的に通い、専門的な指導を受けるための教室です。

小学校は、平成28年度に拝島第一小学校に特別支援教室を設置し、拝島第三小学校の通級指導学級の教員による巡回指導を開始しました。平成29年度に、富士見丘小学校、武蔵野小学校、中神小学校に特別支援教室を設置し、拠点校である東小学校、つつじが丘小学校、光華小学校の巡回指導教員による巡回指導を開始しました。平成30年度には、共成小学校、玉川小学校、成隣小学校、田中小学校、拝島第二小学校の5校に特別支援教室を設置し、全13校で特別支援教室における指導を開始しました。通室児童数は増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれます。

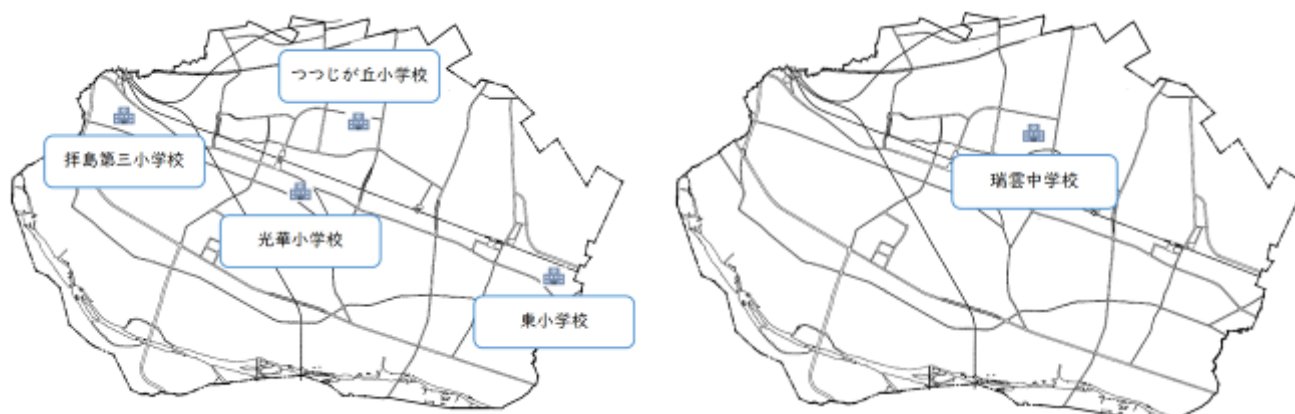
中学校は、瑞雲中学校を拠点校とし、昭和中学校、福島中学校、清泉中学校、拝島中学校、多摩辺中学校に特別支援教室を設置し、巡回指導教員による指導をしています。通室生徒数は、微増傾向にあり、小学校において特別支援教室で指導を受けてきた児童が、中学校でも引き続き指導を希望する傾向にあります。

特別支援教室通室児童・生徒数の推移（5月1日現在／年度）（人）

校 種	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	273	326	325	321
中学校	37	57	72	95



特別支援教室



特別支援教室（小学校）

拠点校	巡回校
東小学校（大空教室）	共成小学校（大空教室）
	富士見丘小学校（大空教室）
	玉川小学校（大空教室）
つかじが丘小学校（そよかぜ教室）	武蔵野小学校（そよかぜ教室）
光華小学校（くすのき教室）	中神小学校（よつば教室）
	成隣小学校（けやき教室）
	田中小学校（ホッとルーム）
拝島第三小学校（たんぽぽ教室）	拝島第一小学校（たんぽぽ教室）
	拝島第二小学校（たんぽぽ教室）

特別支援教室（中学校）

拠点校	巡回校
瑞雲中学校（ずいうん教室）	昭和中学校（こばと教室）
	福島中学校（ふくじま教室）
	清泉中学校（いずみ教室）
	拝島中学校（拝島教室）
	多摩辺中学校（しらさぎ教室）

5 特別支援教室

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に、小・中学校の発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制として掲げられた。区市町村の重層的な支援体制の一つとして、「特別支援教室」を全ての小・中学校に設置し、発達障害の程度等に応じて、巡回指導教員が巡回して児童・生徒の在籍校において個別指導等を実施する。

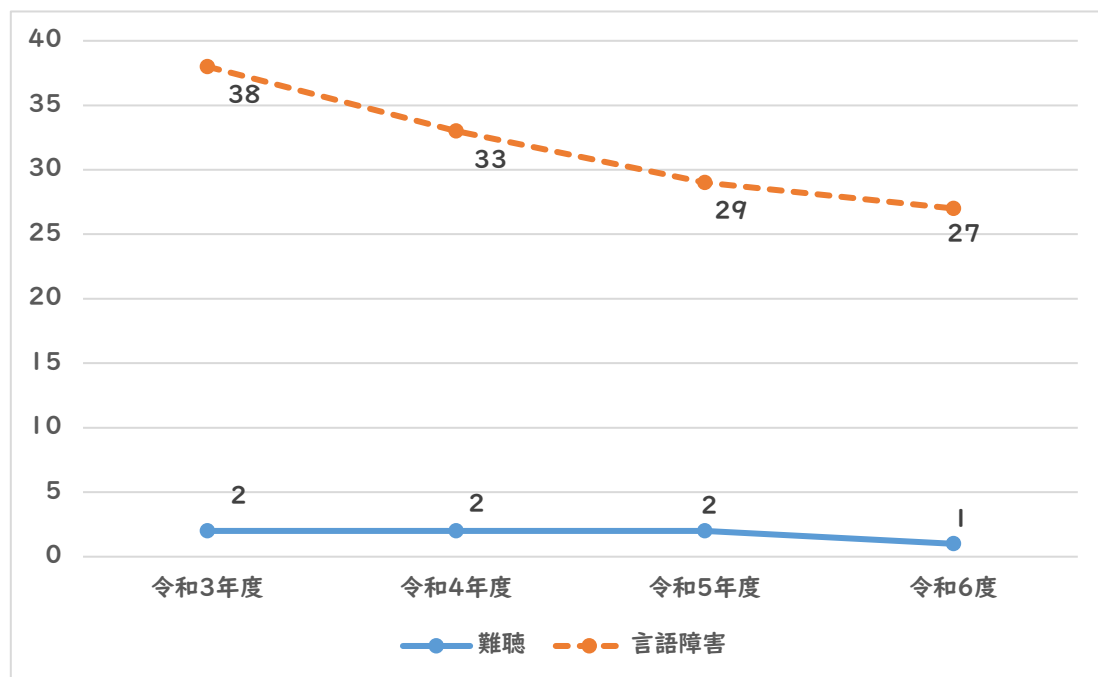
巡回指導教員や特別支援教育コーディネーターと連携して特別支援教室の円滑な運営を図る特別支援教室専門員を配置するほか、特別支援教室巡回相談心理士が巡回し、児童・生徒の行動観察を行い、障害の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言を行う。

エ 難聴・言語障害通級指導学級

難聴・言語障害通級指導学級は、富士見丘小学校に設置しています。

難聴・言語障害通級指導学級通級児童数の推移（5月1日現在／年度）（人）

障害種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
難聴	2	2	2	1
言語障害	38	33	29	27



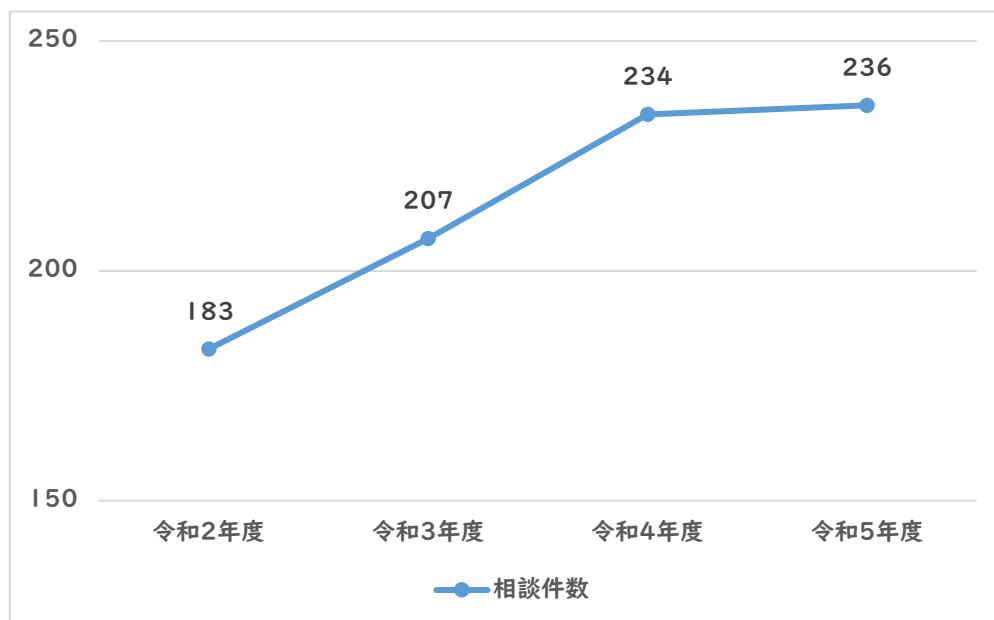
オ 特別支援学級への就学・入級・転学に関わる相談について

本市の特別支援学級への就学・入級・転学に関わる相談については、指導課特別支援教育係の就学相談員が本人や保護者の希望に寄り添い、児童・生徒の特性に応じた適切な支援が受けられるよう相談を行っています。そして、①小学校への就学、中学校の進学に関わる特別支援学級への入級については就学支援委員会、②小・中学校に在籍している児童・生徒が特別支援学級等への転学もしくは特別支援学級等から通常の学級への転学、特別支援教室への入室や退室については転学・入退室判定委員会、③難聴・言語障害通級指導学級の入級や退級については、難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会において判定を行っています。

本市では知的障害特別支援学級や自閉症・情緒障害特別支援学級、通常の学級に加えて特別支援教室の入室など、児童・生徒の障害種および実態に応じた就学先や進学先を選択できる一方で、知的障害や情緒障害などの障害種によって就学先や進学先が異なるため、保護者にとっては児童・生徒の特性に応じた適切な支援を決定する不安が大きいとの意見がありました。そのため、就学相談を申し込む前の「事前相談」を実施し、保護者の不安感に寄り添った相談を行えるようにしています。

特別支援学級への就学・入級・転学に関わる相談件数の推移（件）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	183	207	234	236



参考資料② 障害の種類

発達障害

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その障害が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものを言います。（「発達障害者支援法」）

自閉症（自閉スペクトラム症、ASD：Autism Spectrum Disorder）

自閉症は、以下の特徴によって規定され、医学でいう広汎性発達障害に含まれる障害です。

- ・人への反応や関わりの方しきなど、社会的関係の形成に特有の困難さが見られます。
- ・言語の発達に遅れや問題があります。
- ・興味や関心が狭く、特別のものにこだわります。
- ・以上の諸特徴が、遅くとも3歳までに現れます。

これらの特徴は、軽い程度から重い程度まで見られ、一人ひとりの状態像は多様です。

4～6歳頃に多動性が見られることがありますが、適切な教育や経験によって、多動性を含み、諸特徴が目立たなくなることが多いです。また、自閉症は、その70％程度が知的障害を併せ有するとされており、知的機能の発達の遅れがない場合は、一般的に高機能自閉症と呼ばれています。医学的には、自閉症は、現在の状態に加えて、乳幼児期の状態を踏まえ診断されています。自閉症に類似するアスペルガー症候群（知的機能および言語発達の遅れや問題が目立たず、発見されにくい）の診断には、特に乳幼児期の状態の把握が必要とされています。

情緒障害

周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできない状態が継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。家庭などでは話すことができるが、ある特定の場面・状況では話す事ができなくなる場面緘黙症も程度によって含まれる場合があります。

学習障害（LD：Learning Disabilities）

学習障害は、基本的には、全体的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定なものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態です。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではありません。

注意欠如多動症（注意欠陥多動性障害）（ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）

注意欠陥多動性障害は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態です。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされています。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系の何らかの要因による機能不全があると推定されています。発達段階の途上において一定程度現れうるものとは異なり、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指します。

※文部科学省では「注意欠陥多動性障害」の名称で定義していますが、2014年に日本精神神経学会により「注意欠陥多動性障害」が「注意欠如多動症」に改名されました。

(2) 通常の学級における支援の必要な児童・生徒の状況について

令和4年12月に文部科学省が発表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は推定値8.8%となっています。

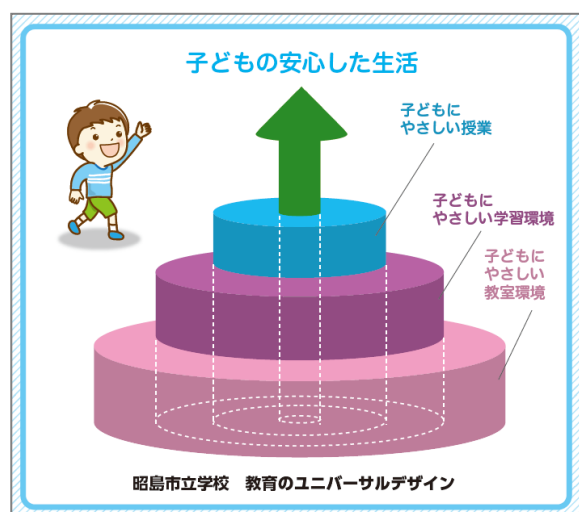
今後も通常の学級における特別な教育的支援の充実に図り、児童・生徒に適切な支援が行き届くよう、特別支援教育支援員の配置やユニバーサルデザインの視点に立った教室環境や学習環境、学習内容の改善などの体制整備を行うとともに、児童・生徒を指導している教員の障害への理解や対応力のより一層の向上が課題です。

ア 特別支援教育支援員の配置

通常の学級において支援の必要な児童・生徒については、児童・生徒の個に応じた支援を行うことを目的に、特別支援教育支援員⁶を配置しています。なお、特別支援教育支援員の配置には、保護者の同意及び学校生活支援シート⁷、個別指導計画⁸の作成が必要です。

イ 昭島市立学校 教育のユニバーサルデザイン

発達障害の特性に配慮した指導や支援は全ての児童・生徒にとって有効であるという考えに基づき、教室環境、学習環境、授業内容の3つの視点について具体的な実践事例をまとめ、冊子「昭島市立学校 教育のユニバーサルデザイン⁹」を作成し、市内市立学校全教員に配布しています。



各学校での教育のユニバーサルデザインの取組



指示をイラストや文字で示します。



机の上に出すものを視覚的に示します。



一日の予定を示し、生活に見通しをもてるようにします。



グループ学習で自分の意見を発言しやすいようにします。

6 特別支援教育支援員

原則として通常の学級に在籍する児童・生徒の教育活動において、児童・生徒の安全確保や個別の支援をするために配置されている者。

7 個別の教育支援計画（学校生活支援シート）

「個別の教育支援計画」は、学校と他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画であり、障害のある子どもの一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される。

障害のある子どもに対し、一貫して的確な支援を行うためには、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な関係機関、関係部局の連携協力が必要であり、連携協力する上で「個別の教育支援計画」を活用することが期待されている。東京都では、「学校生活支援シート」という。

8 個別の指導計画（個別指導計画・連携型個別指導計画）

「個別の指導計画」は、障害のある幼児・児童・生徒への指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画である。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、各学校において、これに基づいた指導等が行われる。東京都では、「個別指導計画」という。

「連携型個別指導計画」は、個別指導計画に加え、特別支援教室の指導について、連続性・整合性を盛り込んだ指導計画。

9 ユニバーサルデザイン

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方。高齢者、障害のある人のみならず可能な限りすべての人を対象としている。

参考資料③ 「昭島市立学校 教育のユニバーサルデザイン」

教育のユニバーサルデザインとは、ユニバーサルデザインの「多くの人にとってやさしいデザイン」という視点を教育に取り入れることです。つまり、「全ての児童・生徒にとって参加しやすい学校・学級」をつくり、「全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業」をすることです。

教育のユニバーサルデザインでは、全ての児童・生徒が「できた」「分かった」「身に付いた」と実感できる授業づくりが大切です。

「昭島市立学校 教育のユニバーサルデザイン」では、子どもにやさしい教室環境、子どもにやさしい学習環境、子どもにやさしい授業の3つの視点により、子どもが安心した生活をすることを目的としています。

子どもにやさしい教室環境



<目かくしカーテン>

黒板周りにある掲示物等をカーテンで隠すことで児童・生徒が黒板に集中できるようにし、より学習に意欲的に取り組めるようにしています。



<生活の流れ>

1日の生活の流れを視覚的に示すことで、児童・生徒は次の時間の授業を把握することができます。生活に見通しをもたせることで、児童・生徒は学習の準備を自ら進んで行うことができます。



<道具の置き場所>

学級で使用する鉛筆削りやセロハンテープ、穴あけパンチや、個人の持ち物も習字道具、裁縫セットなど、種類ごとに置き場所をあらかじめ決めておき、児童・生徒は自分で持ち物を整理しています。

子どもにやさしい学習環境



<タイマーの活用>

タイマーや時計などを利用して、残り時間を視覚的に確認できるようにすることで、児童・生徒が見通しをもって、最後まで集中して取り組んでいます。



<ICTを活用した視覚化>

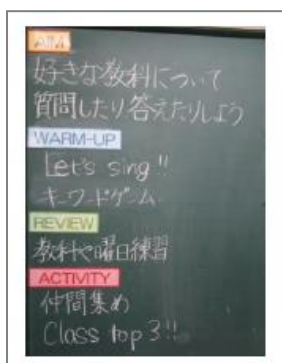
実物投影機で拡大した教科書や校外学習の様子の写真や動画をモニターに映して示すなど、ICT機器を使用することで、より児童・生徒の理解を促すことができるようにしています。

子どもにやさしい授業



<1時間の多様な活動>

授業の中で、「教師の話を聞く」「ペアになって活動する」「発表する」「ノートに書く」「教科書を読む」など、多様な活動を設定し、児童・生徒が最後まで集中して授業に取り組んでいます。



<授業のパターン化>

算数で「課題把握→自力解決→集団解決→発表」のように、授業の流れをパターン化することで、児童・生徒は学習に見通しをもって取り組めるようにしています。

(3) 校内支援体制について

校内委員会¹⁰は、支援を必要とする児童・生徒に対する全校的な支援体制を整備するために、各小・中学校に設置しています。小学校は月に1回、中学校は週に1回程度、定期的に行っています。各学校の校内委員会では、校長のリーダーシップの下、①対象児童・生徒の情報交換、②児童・生徒の実態把握、③具体的な支援の方針等を確認し、校内の支援体制を確立しています。今後、外部機関との連携、校内研修会の企画等を充実させ、校内での特別支援教育の充実を図っていく必要があります。

特別支援教育コーディネーター¹¹については、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として各学校1名以上を指名しています。特別支援教育コーディネーターの役割は多岐にわたるため、小学校においては、半数以上の学校が複数指名制をとっています。

校内委員会の5つの役割（出典「昭島市特別支援教育の手引き」校内委員会運営マニュアルより）

- 1 組織づくり
年間計画を立てて、定期的に行います。
- 2 理解・啓発
教員に対して特別支援教育をはじめとした情報を発信します。
- 3 通常の学級における特別支援教育の充実
 - ①発見
支援が必要な児童・生徒をリストアップします。
 - ②把握・分析
支援が必要な児童・生徒の実態把握と分析を行います。
 - ③配慮・支援
「学校生活支援シート」、「個別指導計画」、「連携型個別指導計画」を基に、支援の方針を決めます。
 - ④評価
「学校生活支援シート」、「個別指導計画」、「連携型個別指導計画」を基に支援の内容や方法を評価します。
- 4 引継ぎ
次年度への引き継ぎを行います。
- 5 連携
外部機関や専門機関との連携を行います。

10 校内委員会

支援の必要な児童・生徒の実態把握をしたり支援の方法を検討したりするため、学校内に設置された組織で、管理職や特別支援教育コーディネーター、対象児童・生徒の担任、養護教諭等で構成されるほか、各学校の実状に合わせて、特別支援学級教諭やスクールカウンセラーなど専門職員が関与することが効果的である。

11 特別支援教育コーディネーター

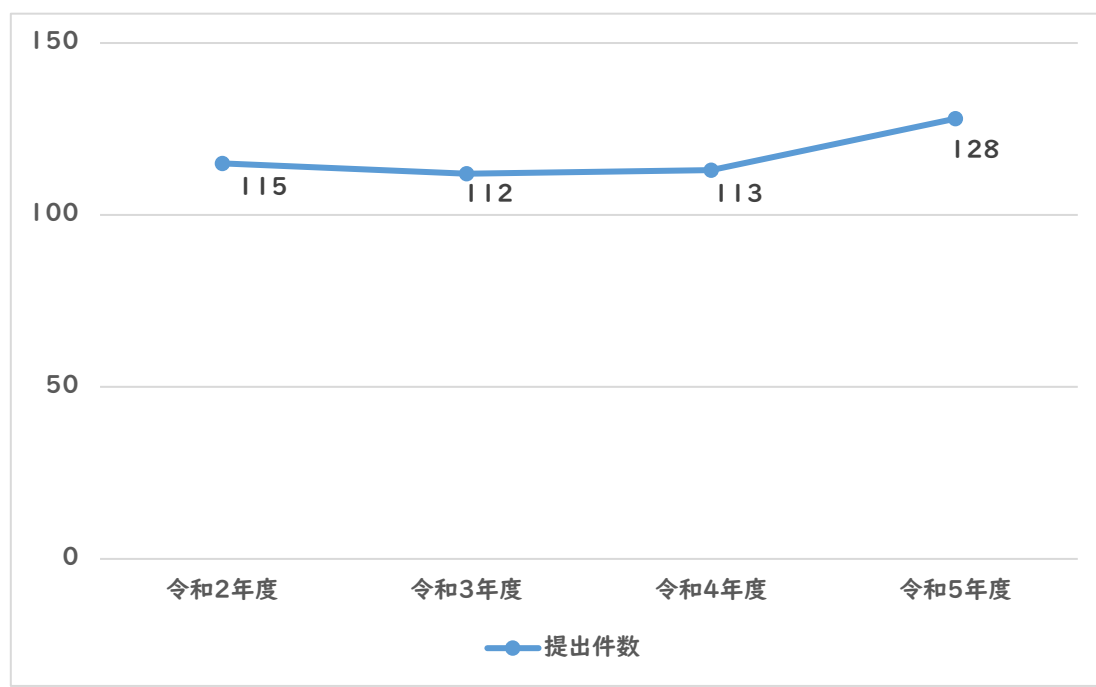
学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整並びに保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員である。

(4) 就学支援シートについて

就学支援シート¹²は、小学校就学時に円滑な接続ができるよう、就学前の毎年9月頃に幼稚園、保育所等を通じて昭島市在住の年長児全員の保護者に配布しています。就学支援シートは、保護者や園の思いや、配慮点を詳細に記入することができるようになっています。また、保護者の希望により、就学予定の学校と面談を行うことができます。その際に、就学支援シートは、保護者と学校で児童の情報を共有する資料となります。そのため、就学支援シートの作成は、保護者や児童の入学後の不安が軽減できるというメリットがあります。また、小学校も就学支援シートを活用して入学後の支援方法や支援体制について事前に計画を立てることができます。就学支援シートの提出数については、同数程度から増加傾向にあります。

就学支援シートの提出数の推移 (件)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提出件数	115	112	113	128



12 就学支援シート

幼稚園や保育所、小学校での園児や児童の様子、進めてきた指導等について、支援シートを用いて、小学校に引継ぎをするもの。小学校では、支援シートに書かれた内容を入学時の指導に活用し、また保護者とのスムーズな連携を図り、入学後の相談活動を進めやすくする。

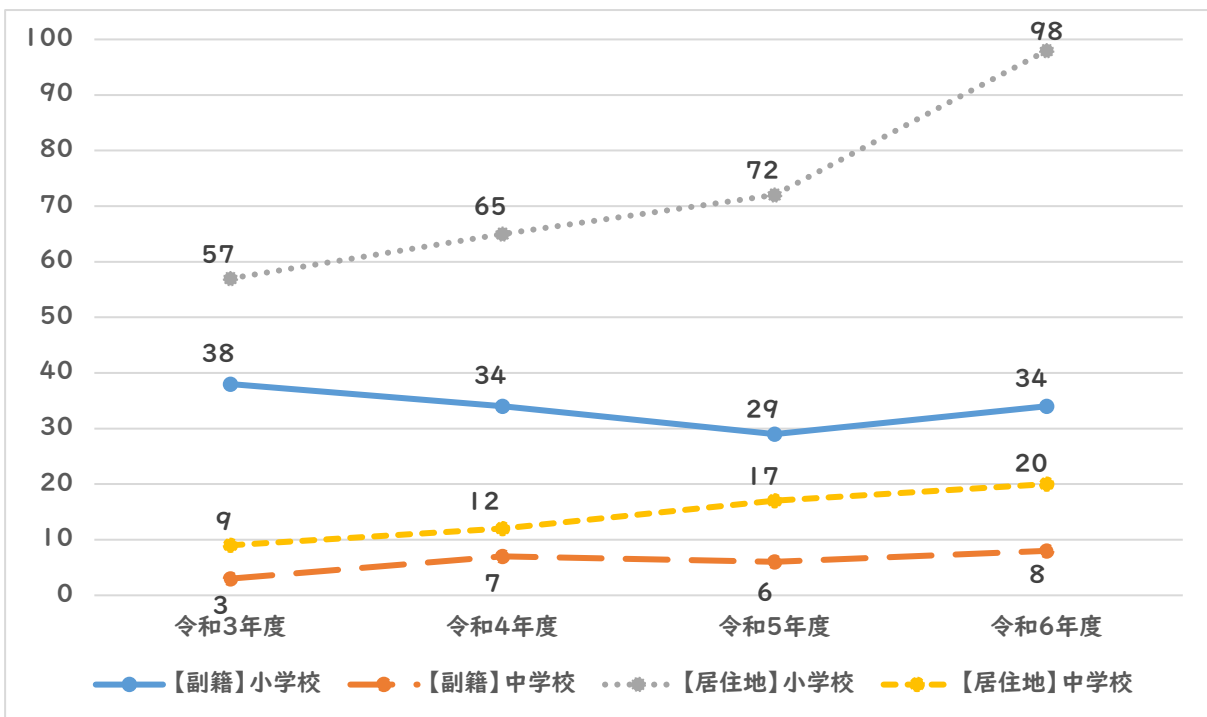
(5) 副籍制度・居住地交流制度について

副籍制度¹³は、共生社会の実現に向けて、都立特別支援学校¹⁴の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍をもつことで、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。居住地交流制度¹⁵は、本市の特別支援学級（固定制）の児童・生徒が居住する地域の小・中学校と交流活動を行う制度です。活動内容としては、地域指定校の学校行事や授業などに参加する直接的な交流と学校便りや行事案内等のやりとりが中心の間接的な交流があります。

令和6年度の副籍制度の希望率は、小学校では44.2%、中学校では24.2%でした。また、居住地交流制度の希望率は、小学校では40.1%、中学校では19.2%でした。

副籍制度及び居住地交流制度 希望児童・生徒数の推移（5月1日現在／年度）（人）

校 種	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【副 籍】小学校	38	34	29	34
【副 籍】中学校	3	7	6	8
【居住地】小学校	57	65	72	98
【居住地】中学校	9	12	17	20



<副籍による交流や居住地交流の活動例>

○直接交流

朝の会で自己紹介をする、図工で共同作品を作る など

○間接交流

学校便りや学級便りを交流学級の担任の先生へ渡す など

リンク集

障害者の権利に関する条約（平成20年）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（平成28年）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html

障害を理由とする差別の解消の推進（令和6年）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年）

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/kaisyoujourei/sabetsu_kaisho_jourei.html

障害者差別解消に関する普及啓発

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/sabekaikeihatsu

13 副籍制度

都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

14 都立特別支援学校

「学校教育法」の一部改正により、これまでの盲・ろう・養護学校は、平成19年4月から特別支援学校になった。特別支援学校の対象となる障害は、これまでの盲・ろう・養護学校の対象であった5種類の障害種別（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）及びこれらの重複障害である。

15 居住地交流制度

市内の特別支援学級（固定学級）に在籍する児童・生徒が、居住する地区の小・中学校と直接的な交流や間接的な交流を行う制度。

7

第3次昭島市特別支援教育推進計画の評価

「昭島市特別支援教育推進計画（令和7年度～令和9年度）」を策定する上で、令和4年3月に策定した「第3次昭島市特別支援教育推進計画」実施期間3年間の進捗状況について、次のように評価しました。

計画通り達成できたものを○、計画の一部が達成されたものを△、未実施・未着手のものを×としました。

プラン1 推進体制の整備

取組内容		状況
(1) 小学校の知的障害特別支援学級の学区域変更自閉症・情緒障害特別支援学級（固定制）の開設		
①	○知的障害特別支援学級の学区域変更	○
令和4年度につつじが丘小学校の知的障害特別支援学級の学区域を変更しました。		
(2) 小学校の知的障害特別支援学級開級の検討		
①	○知的障害特別支援学級開級の検討	△
小学校の知的障害特別支援学級の児童は、継続して増加傾向にあり、引き続き新たな知的障害特別支援学級の開級について検討しています。検討中のため一部達成としました。		
(3) 充実した就学・転学相談体制の構築		
①	○充実した就学相談体制の構築	○
子ども育成課との連携を図り、就学前の幼児の支援を円滑に引き継ぎ、実践しました。		
②	○充実した転学相談体制の構築	○
臨床心理士の見立ての元、児童・生徒の適正就学を実践しました。		

プラン2 教育内容の充実

取組内容		状況
(1) 特別支援教育に関する専門性の向上		
①	○「教育のユニバーサルデザイン」に基づいた教育活動	○
ユニバーサルデザインに基づいた教育活動実践を、指導課訪問時に確認することができました。		

②	○専門性向上のための研修実施	○
特別支援コーディネーター研修、専門員研修等を実施し、専門性の向上を図ることができました。		
(2) 特別支援学級担任及び特別支援教室担当教員の専門性の向上		
①	○特別支援学級担任のための研修実施	○
担当者を対象とした研修を実施し、専門性向上を図ることができました。		
②	○特別支援教室担当教員のための研修実施	○
担当者を対象とした研修を実施し、専門性向上を図ることができました。		
③	○特別支援学校教諭免許取得講習受講促進	○
特別支援学校教諭免許状の取得について、継続して東京都教育員会の講習会の受講促進を行いました。		
(3) 校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実		
①	校内委員会の定期的な開催	○
小学校では月に1回、中学校では週に1回程度、全校で校内委員会を開催しました。		
②	校内委員会運営マニュアルの活用	○
構内委員会に参加し、「校内委員会運営マニュアル」の活用状況を把握しました。		
③	スクール・ソーシャル・ワーカーの派遣	○
各学校の校内委員会にスクール・ソーシャル・ワーカーを年間10回程度派遣しました。		
(4) 「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」に基づく指導と支援の充実		
①	「学校生活支援シート」の作成・活用	○
各学校で支援を必要とする児童・生徒の学校生活支援シートを作成しました。作成した学校生活支援シートの活用方法を各学校に周知し、活用の充実を図りました。		
②	「個別指導計画」の作成・活用	○
対象児童・生徒に対し、(連携型)個別指導計画を作成し、引継ぎ等の際に活用を図りました。		

プラン3 関係機関との連携

取組内容		状況
(1) アキシマエンス(教育福祉総合センター)総合相談窓口の充実		
①	教育・発達総合相談の充実	○
アキシマエンス（教育福祉総合センター）の教育・発達総合相談窓口の周知徹底を図りました。		
(2) 切れ目のない支援を行うための「子育てサポートファイル」の作成・活用		
①	「就学支援シート」の作成・活用	△
対象の児童・生徒の就学支援シートを作成し、当該児童・生徒の教育活動充実のために、活用促進を図りました。提出数の増加による対応の困難さがあったため、一部達成としました。		
②	「子育てサポートファイル」の作成・活用	○
令和2年度に作成した「昭島市子育てサポートファイル」を、インテークや教育相談時、昭島の特別支援教育を説明する場で周知、配布を行いました。		
(3) 巡回相談の充実		
①	小・中学校の巡回相談の実施	○
令和6年度から市の心理士を8人から9人に増やし、巡回相談を充実させました。		
②	幼稚園、保育所、学童クラブ等への巡回相談の実施	○
子ども育成課と継続的に連携を図りながら、学童クラブ、幼稚園・保育所等への巡回相談を実施しました。		
(4) 都立特別支援学校（エリア・ネットワークのセンター校）との連携強化		
①	研修会への講師要請	○
都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを講師として招へいし、個に応じた指導について講義を受けました。		
②	市立学校への活用例の周知	○
市内市立学校に都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを派遣し、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒への支援に関する助言を受けました。		
③	特別支援教育推進委員会への参加要請	○
都立特別支援学校の教員を招へいし、本委員会を実施することができました。本委員会でいただいた助言をもとに、特別支援教育の推進を図りました。		

プラン4 共生社会の実現

取組内容		状況
(1) 共生社会の実現や特別支援教育への理解啓発のための取組の推進		
①	講演会等の開催	○
市民を対象とした特別支援教育に関する講演会を子ども育成課と共催で年間1回、指導課主催で年間1回開催しました。		
②	リーフレットの作成・配布	○
特別支援教育に関するリーフレットを作成し、幼稚園・保育所等、小・中学校や関係機関に配布しました。		
(2) 特別支援学級合同学習発表会の開催		
①	合同学習発表会の開催	○
特別支援学級の児童・生徒による合同学習発表会を開催しました。		
(3) 交流及び共同学習の推進		
①	交流及び共同学習の推進	△
特別支援学級と通常の学級の児童・生徒で交流及び共同学習を実施しました。今後、今以上に推進させることを検討しているため、一部達成としました。		
(4) 副籍制度の推進		
①	副籍制度の推進	△
特別支援学校の児童・生徒が地域指定校で副籍交流を行いました。今後、交流を更に推進させる必要があると考えているため、一部達成としました。		

27の取組内容の中で、達成が23項目（約85%）、一部達成が4項目（約15%）、未実施・未着手0項目でした。また、アキシマエンス（教育福祉総合センター）における教育・発達総合相談の中で連携するなど、第3次昭島市特別支援教育推進計画に掲げた取組内容については、計画通りに充実が図られてきていると言えます。

このことから、昭島市特別支援教育推進計画（令和7年度～令和9年度）策定に当たっては、第3次昭島市特別支援教育推進計画の進捗状況を踏まえ、新たな課題への対応も盛り込んだ計画として策定していきます。



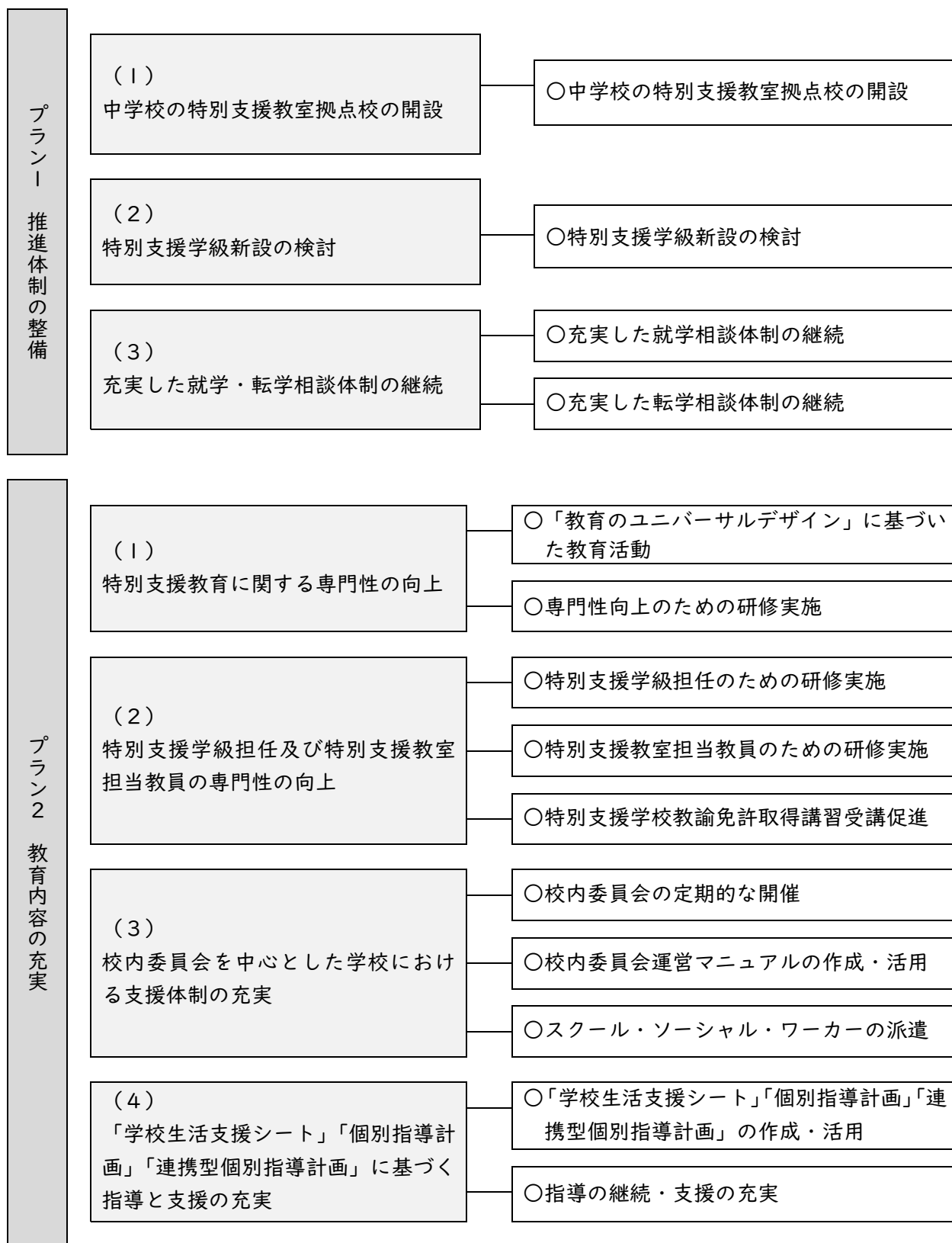
☆表紙・挿絵イラスト☆ 國吉 菜々 氏

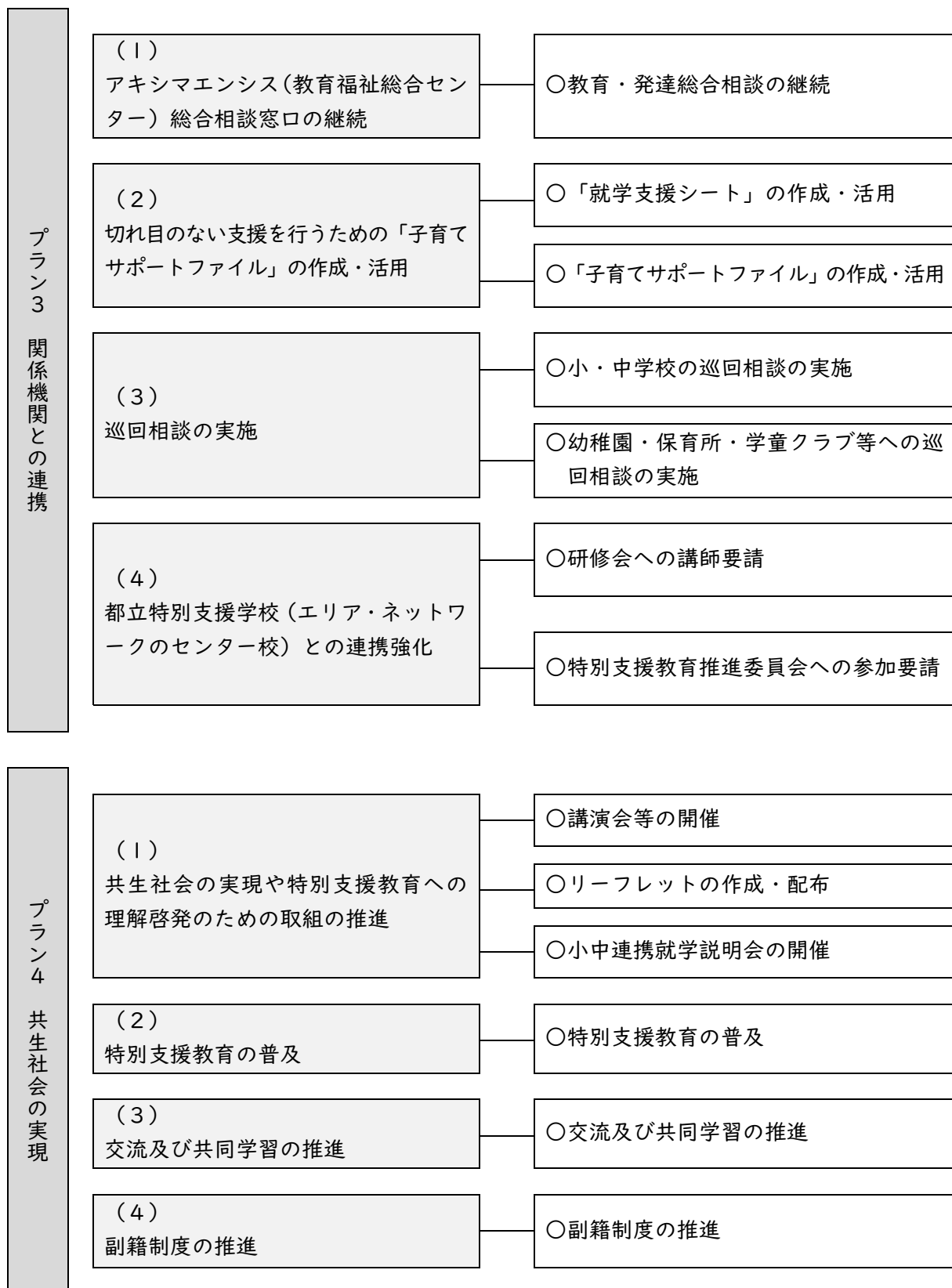
第2章

昭島市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策



昭島市特別支援教育推進計画（令和7年度～令和9年度）施策体系図





I

プランI 推進体制の整備

一人ひとりの児童・生徒が安心して豊かに学べる教育環境を整備し、特別支援教育推進体制を構築します。

(1) 中学校の特別支援教室拠点校の開設

中学校の特別支援教室の生徒数は増加傾向にあります。令和6年度5月1日現在、在籍人数は95人であり、巡回指導教員は8名です。2拠点に分け、効率的に巡回することで、指導時間と研修時間等を確保し、指導内容の充実を図っていきます。

項 目	年 次 計 画		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
中学校の特別支援教室拠点校の開設	開設準備	開設	

(2) 特別支援学級新設の検討

小・中学校の知的障害特別支援学級および自閉症・情緒障害特別支援学級の児童数は近年増加傾向にあります。また、特別支援学級設置校までの送迎について、保護者の負担が課題となっています。児童・生徒が安心して学ぶことができる適切な環境を、状況に応じて検討していくことが必要となります。障害のある児童への細やかな指導を継続的に行い、児童数・教員数共に安定した学級経営を図るために、新たな特別支援学級の新設について、年2回開催する特別支援教育推進委員会において、随時検討していきます。

項 目	年 次 計 画		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特別支援学級新設の検討	新設検討	新設検討	新設検討

(3) 充実した就学・転学相談体制の継続

本市では、就学支援委員会、転学・入退室判定委員会、難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会において、児童・生徒一人ひとりの特性に応じた指導が受けられるよう就学相談等を実施しています。

就学相談員、転学相談員として臨床心理士等を配置し、専門的な知識・技能を活用して保護者等への相談業務にあたっています。就学相談では教育部門と福祉部門を一体化したアキシマエンス（教育福祉総合センター）において、子ども家庭部子ども家庭センター担当児童発達支援係による就学前の幼児の支援から、指導課特別支援教育係による就学相談へと円滑な移行を継続していきます。

項 目	年 次 計 画		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
充実した就学相談体制	継続	→	→
充実した転学相談体制	継続	→	→

2

プラン2 教育内容の充実

全ての学校、教室において、児童・生徒の特性への理解を図るとともに特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。

(1) 特別支援教育に関する専門性の向上

特別支援教育を推進していくにあたり、学校経営を担う管理職、児童・生徒を直接指導する教員の専門性の向上は必要不可欠です。どの学級においても発達障害のある児童・生徒が在籍している現状から、発達障害の特性や合理的配慮への対応などについて理解し、特性に応じた指導や支援を実践していくことが必要です。

平成29年3月に告示された学習指導要領には、教科等の指導の全てにおいて、「障害のある児童・生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」と示されており、授業等において「必要かつ合理的な配慮」を提供することが求められています。あわせて、基礎的環境整備¹⁶を整えることも重要であり、発達障害の特性に配慮した指導や支援は全ての児童・生徒にとって有効であるという「教育のユニバーサルデザイン」の考えに基づいた教育活動を展開していく必要があります。平成28年度に作成した冊子「昭島市立学校 教育のユニバーサルデザイン」に基づき、各学校において教室環境、学習環境、授業内容の3つの視点について校内全体で組織的に具体的な実践に取り組み、質の高い教育を行っていきます。

また、校内委員会の運営を担う特別支援教育コーディネーターはより高度な専門性が求められています。特別支援教育に関する研修について職層や経験年数、役割に応じて研修内容や実施回数を検討し、改善して実施していきます。研修については、講義を聴くだけの座学形式だけでなく、授業研究や演習、実技等を含めた実践的な内容に改善していく必要があります。研修会の実施、改善にあたっては、昭島市教育委員会の単独開催だけでなく、都立特別支援学校や近隣市との合同開催を取り入れながら、質の高い研修会を実施できるようにします。

項 目	年 次 計 画		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
「教育のユニバーサルデザイン」の考えに基づいた教育活動	実施	→	
専門性向上のための研修実施	実施	→	

(2) 特別支援学級担任及び特別支援教室担当教員の専門性の向上

障害のある児童・生徒を直接指導する特別支援学級担任及び特別支援教室担当教員の専門性の向上は、喫緊の課題です。若手教員の増加は特別支援学級担任及び特別支援教室担当教員も例外ではないため、具体的、実践的な研修の実施が必要です。そのために、大学の教授、都立特別支援学校の教員等、専門性の高い講師による研修を実施していきます。あわせて、通常の学級担任を伴った研修や実践報告会などを通じて、身に付けた専門性を市内全体に広げる取組を実施していきます。

また、専門性を高めるために特別支援学校教諭免許状の取得について東京都教育委員会主催の講習会の受講を促進していきます。

項 目	年 次 計 画		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特別支援学級担任のための研修実施	授業力向上アドバイザー事業	→	
特別支援教室担当教員のための研修実施	授業力向上アドバイザー事業	→	
特別支援学校教諭免許取得講習受講促進	促進	→	

16 基礎的環境整備

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、「基礎的環境整備」と呼ぶ。これらの環境整備を基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。その際、特別支援学校の「基礎的環境整備」の維持・向上を図りつつ、特別支援学校以外の学校の「基礎的環境整備」の向上を図ることが重要である。また、「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である。

なお、「基礎的環境整備」については、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なる。

(3) 校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実

校内委員会は全校に設置され、校務分掌に位置付けられています。加えて、年間運営計画に基づき定期的に開催しています。通常の学級での支援体制はもとより、特別支援教室や通級指導学級の利用及び巡回相談の利用等についても校内委員会で実態把握を行い、検討した上で支援につなげています。更なる充実のために、市内で指針となる理念や運営方法を取り入れた校内委員会の運営マニュアルを作成し、校内委員会を中心とした支援体制の構築を図っていくことが求められます。

また、スクールカウンセラーや特別支援教室巡回指導教員、特別支援教室専門員が校内委員会に参加することで具体的な支援策を検討できるようにしていきます。指導課ではスクール・ソーシャル・ワーカー¹⁷を定期的に各学校の校内委員会に出席できるように派遣し、福祉的なサポートを実施していきます。

項 目	年 次 計 画		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
校内委員会の定期的な開催	実施	→	
校内委員会運営マニュアルの作成・活用	素案	試験運用	実施
スクール・ソーシャル・ワーカーの派遣	実施	→	

¹⁷ スクール・ソーシャル・ワーカー

問題を人と環境との関係において捉え、問題を抱えた児童・生徒とその環境への働きかけ、学校だけでは対応が困難な事例は関係機関等と連携して支援を行う。チームで役割分担をし、社会福祉の視点をもった働きかけをする。

(4)「学校生活支援シート」「個別指導計画」「連携型個別指導計画」に基づく指導と支援の充実

障害のある児童・生徒一人ひとりの特性に応じて、それぞれの良さを伸ばせるように、学校での指導目標や指導内容について保護者と協議しながら「学校生活支援シート」「個別指導計画」「連携型個別指導計画」を作成し、個に応じた意図的・計画的な指導の充実を図っていきます。

また、通常の学級、特別支援教室、自閉症・情緒障害特別支援学級、知的障害特別支援学級の「個別指導計画」を、学習の目標と指導の手だて、評価を示して授業改善に活用するとともに、保護者の同意のもと、小学校と中学校の引継ぎを行い、指導の継続と支援の充実を行います。

項 目	年 次 計 画		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
「学校生活支援シート」「個別指導計画」「連携型個別指導計画」の作成・活用	様式の修正 記入例の作成	実施	実施
指導の継続・支援の充実	実施	実施	実施

3

プラン3 関係機関との連携

就学前から義務教育修了後までの一貫性のある切れ目のない支援を実現するために関係機関と連携した相談・支援体制を構築します。

(1) アキシマエンス（教育福祉総合センター）総合相談窓口の継続

本市では、令和元年度末にアキシマエンス（教育福祉総合センター）を開設しました。この開設を機に、配慮を要する乳児・幼児、医療的ケアなど支援を必要とする児童・生徒、保護者、関係機関の相談・支援を行うため、教育委員会事務局指導課の教育部門と、乳児期・幼児期の発達相談を行う子ども家庭部子ども家庭センター担当児童発達支援系の福祉部門が一体となり、0歳から18歳までの子どもやその保護者の相談に応じる教育・発達総合相談窓口を設置しています。

総合相談窓口では、指導課と子ども家庭センター18が連携を図りながら、就学前から義務教育修了後18歳までの子どもやその保護者への一貫した相談・支援を行います。

項 目	年 次 計 画		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
教育・発達総合相談の継続	実施		➡

18 こども家庭センター

「こども家庭センター」は従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭支援センター」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から、子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としている。

また、家庭支援事業をはじめとする地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中核的機能を担っていくことが期待されている。

(2) 切れ目のない支援を行うための「子育てサポートファイル」の活用

現在、学校と医療機関、福祉施設等の関係機関が連携して、児童・生徒への一貫性のある支援を行うために「学校生活支援シート」を作成、活用しています。また、小学校の就学に当たって幼稚園、保育所での幼児の様子や進めてきた支援等を小学校に引き継ぎ、就学に伴う保護者の不安感の軽減及び円滑な支援体制の構築ができるようにしています。

アキシマエンス（教育福祉総合センター）では、令和2年度から就学前から18歳までの一貫性のある切れ目のない支援を行うために教育部門で作成している「就学支援シート」「学校生活支援シート」と福祉部門で作成する個別支援計画等を一体的に管理できる「子育てサポートファイル」を希望する保護者に配布しています。就学支援シートの提出に伴う事前チェックシートを作成し、保護者への理解促進と周知を行うとともに、市内の幼稚園・保育所等や市立小・中学校へ周知し、保護者へ子育てサポートファイルの活用を促します。

項 目	年 次 計 画		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
「就学支援シート」の作成・活用	事前チェックシートの素案	実施	実施
「子育てサポートファイル」の作成・活用	継続	→	→

(3) 巡回相談の充実

支援が必要だと思われる児童・生徒について、各学校から教育委員会事務局に心理士等による専門的な相談を受けたいと依頼があった際に、巡回相談員（臨床心理士等）が授業観察や普段の様子の聴き取り等を行い、児童・生徒の状況や発達の特徴について様々な側面から捉え、今後の支援や環境整備等の助言を行っています。また、子ども家庭部子ども家庭センター担当児童発達支援係において幼稚園・保育所・学童クラブ等への巡回相談を実施しています。

項 目	年 次 計 画		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
小・中学校の巡回相談の実施	継続	→	→
幼稚園・保育所・学童クラブ等への巡回相談の実施	継続	→	→

(4) 都立特別支援学校（エリア・ネットワークのセンター校）との連携強化

本市のエリア・ネットワークのセンター校¹⁹である都立あきる野学園との連携をより一層強化し、特別支援教育に関する研修会の講師を依頼するとともに、訪問指導等の要請を積極的に行います。また、本市在住の児童・生徒が通学している都立村山特別支援学校・盲学校・ろう学校との連携も図っていきます。

都立特別支援学校の就業技術科との連携を図り、知的障害のある児童・生徒が小学校段階から身に付けるべき力についての研修を実施し、特別支援学級の教員が将来を見据えた指導を実践できるようにします。

特別支援教育推進委員会では、都立特別支援学校の教員を委員会へ参加要請し、特別支援教育推進計画の進捗を検討します。

項 目	年 次 計 画		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
研修会への講師要請	実施		➡
特別支援教育推進委員会への参加要請	実施		➡

昭島市在住の児童・生徒が在籍する主な都立特別支援学校

- 知的障害 都立あきる野学園
都立東久留米特別支援学校（職能開発科²⁰）
都立青峰学園（就業技術科²¹）
都立永福学園（就業技術科）
都立南大沢学園（就業技術科）
- 肢体不自由 都立村山特別支援学校
- 視覚障害 都立八王子盲学校
- 聴覚障害 都立立川学園
- 病 弱 都立武蔵台学園

リンク集②

東京都教育施策大綱（令和3年）

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/action_and_budget/action/action.html

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画（令和4年）

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2022/release20220324_01.html

東京都発達障害教育推進計画（平成28年）

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/action_and_budget/plan/developmental_disorder/plan.html

第3次昭島市特別支援教育推進計画（令和4～6年度）

<https://www.city.akishima.lg.jp/s116/030/010/010/010/20180222173839.html>

19 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童・生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童・生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せの中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童・生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。

20 職能開発科

知的障害が中度から軽度の生徒を対象として、基礎的な職業教育を実施し、職業生活に必要な職務を遂行する能力を開発・伸長し、企業等への就労を目指した学科である。

21 就業技術科

企業就労を目指す特別支援学校高等部の学科であり、教科等の学習以外に、園芸、クリーニング、物流、事務など、職業に関する学習を行う。

4

プラン4 共生社会の実現

家庭や地域との連携を重視し、特別支援教育に対する理解啓発活動を進め、共生社会の実現を目指します。

(1) 共生社会の実現や特別支援教育への理解啓発のための取組の推進

保護者、関係者、広く市民に向けて特別支援教育や共生社会の実現等をテーマとする講演会を実施するなど様々な機会を通し、共生社会の実現に向けた理解・啓発を推進します。あわせて、特別支援教育に関するリーフレットを作成し、保護者、幼稚園・保育所等、小・中学校や関係機関に配布し、その取組について理解・啓発を行っていきます。また、小・中学校が連携し、中学校の特別支援教育および進路について、小学校の保護者に説明する機会を設けます。

項 目	年 次 計 画		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
講演会等の開催	実施	→	
リーフレットの作成・配布	実施	→	
小中連携就学説明会の開催	実施	→	

(2) 特別支援教育の普及

本市では、特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級の学習活動の成果を保護者や市民、学校関係教職員に広く知らせる機会を設けます。また、本市在住の児童・生徒が通学している都立特別支援学校の展示等も行い、市内の特別支援教育に対する理解・啓発を行います。多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、連続性のある多様な教育活動の充実につながる機会として今後も継続していきます。

項 目	年 次 計 画		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特別支援教育の普及	実施	→	

(3) 交流及び共同学習²²の推進

特別支援学級と通常の学級の児童・生徒の相互理解を深める交流及び共同学習について、現在行っている活動の充実を図り推進していきます。また、特別支援学級と都立特別支援学校の児童・生徒との交流、学区域の小・中学校と特別支援学級との交流活動を実施し、共生社会の実現への環境を醸成します。オンラインなど、ICTを活用した交流にも取り組んでいきます。

項 目	年 次 計 画		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
交流及び共同学習の推進	実施	▶	

令和5年度に昭島市立小・中学校特別支援学級の児童・生徒が実施した交流及び共同学習

- 地域指定校から学校だより、学年だより、学級だよりを受け取った。
- 朝の会や帰りの会に参加した。自己紹介カードを渡し、掲示を行った。
- 学級活動で自己紹介を行い、話し合い活動に参加した。レクリエーションでは、いす取りゲームやこおりおに、転がしドッジボールや風船バレーに参加した。
- 各教科の授業に参加した。(理科、社会、音楽、図工、体育、外国語)
 - ・体育でシッティングバレーを行った。交流学級の児童と一緒に楽しみながら運動に取り組むことができた。
 - ・音楽で歌唱やリズム遊び、合奏(カスタネットや鍵盤ハーモニカ)に参加した。児童の好きなダンスを交流級の皆で踊って楽しい時間を過ごした。
 - ・図工でペーパータワーの造形活動やさつまいものつるを使用したリース作りを行った。
- 学校行事に参加した。(運動会、展覧会)
- お楽しみ会に参加した。
- 一緒に昔遊びを体験した。
- 授業後、交流級の児童と一緒にゲームを行い楽しく遊んだ。

22 交流及び共同学習

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、「交流及び共同学習」として、障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されている。

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられ、「交流及び共同学習」とは、両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。

(4) 副籍制度の推進

副籍制度の充実を図るために特別支援学校の児童・生徒や地域指定校のニーズを把握し、相互理解と協力のもと、豊かな交流活動の実現を目指します。都立特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者に、就学相談を通して副籍制度の周知を図っていきます。また、副籍制度について、特別支援教育コーディネーター研修等で教員の理解を深め、地域指定校の交流体制の充実を図ります。

副籍制度に基づいた交流を継続して実施することで、通常の学級の児童・生徒の障害に対する理解が深まり、副籍交流を行っている児童・生徒とのきずなも深まっているため、今後も共生社会実現のために推進していきます。

項 目	年 次 計 画		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
副籍制度の推進	実施	→	

令和5年度に都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が地域指定校で実施した副籍制度における交流及び共同学習

<間接交流>

- ・学校だより、学年だよりの交換をした。

<直接交流>

- ・朝の会に参加し、自己紹介をした。
- ・交流級の担任によるインタビュー形式での児童紹介を行った。
- ・各教科の授業に参加した。(国語、算数、理科、社会、体育、図工、道徳、総合、外国語)
- ・生活科で飼っている生き物の紹介をした。おもちゃ作りに参加した。
- ・歌(手話)の交流や図書の読み聞かせに参加した。リコーダーの演奏を一緒に行った。
- ・児童が在籍学級で行った刺繍を紹介した。在籍学級で作成した写真クイズを行った。
- ・給食を一緒に食べた。お弁当の日に参加した。
- ・学校行事(日光移動教室や校外学習、社会科見学、水辺の楽校、運動会、お祭り)に参加した。
- ・お楽しみ会に参加した。だるまさんがころんだ、ハンカチ落としをした。
- ・休み時間にドッジボールをした。
- ・たて割り班活動で校内の異学年交流の一員として活動した。

5

計画の進行管理及び推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、学校、関係機関に周知し、必要な事業の推進を図ります。

本計画を推進するための組織として、学校関係者、関係機関等で構成する特別支援教育推進委員会を設置し、計画の進捗状況の把握とともに今後の昭島市の特別支援教育の推進についても検討していきます。また、特別支援教育推進委員会において、年度ごとに本計画の具体的な施策の進捗状況を把握し、点検と評価を行います。



☆表紙・挿絵イラスト☆ 國吉 菜々 氏

第3章

参考資料



昭島市特別支援教育推進計画策定委員会について

Ⅰ 昭島市特別支援教育推進計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 市内の特別支援学級及び通常の学級に在籍する児童及び生徒（以下「児童・生徒」という。）に対する特別支援教育の推進を図る計画を策定するため、昭島市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 昭島市特別支援教育推進計画の策定に関すること。
- (2) その他、昭島市特別支援教育推進計画に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 特別支援学級を設置する市立小学校の校長 1人
- (2) 特別支援学級を設置する市立中学校の校長 1人
- (3) 特別支援教室拠点校を設置する市立小学校の校長 1人
- (4) 特別支援教室拠点校を設置する市立中学校の校長 1人
- (5) 都立特別支援学校の教員 2人
- (6) 学識経験者 1人
- (7) 障害福祉課の職員 1人
- (8) 子ども家庭センター担当課の職員 1人
- (9) 児童生徒の保護者または公募の市民 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告をしたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は第3条第1号又は第3条第2号に該当する委員のうちから委員の互選により定める。
- 3 副委員長は第3条第3号又は第3条第4号に該当する委員のうちから委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校教育部指導課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

2 委員名簿

所 属	職 名 等	氏 名
共成小学校	校長	森本 弘子（委員長）
瑞雲中学校	校長	山下 久也（副委員長）
多摩辺中学校	校長	堀田 典子
つつじが丘小学校	校長	大友 基裕
全国特別支援学級・通級指導教室設置 学校長協会	参与	近藤 正幸
都立あきる野学園	校長	伴 光明
都立村山特別支援学校	主任教諭	星 菜々絵
障害福祉課	課長	平沢 智子
子ども家庭センター担当課	課長	曾根 敦子
保護者	市民代表	山本 亜希子

事務局

指導課	指導担当部長 兼指導課長	吉岡 琢真
指導課	統括指導主事	田中 晴恵
指導課	指導主事	佐藤 誠
指導課	指導主事	山本 徹
指導課	指導主事	押阪 絢子
指導課特別支援教育係	係長	萩原 はる菜
指導課特別支援教育係	主任主事	杉元 翔
指導課特別支援教育係	主事	小野寺 莉奈

3 検討経過

委員会	開催日程	内 容
第1回	令和6年7月23日	計画策定について 計画の概要、進捗状況、成果と課題
第2回	令和6年10月4日	計画素案について 計画の素案検討
第3回	令和6年11月11日	パブリックコメントの実施に向けて 計画の素案完成
第4回	令和7年1月28日	パブリックコメントの反映について 計画の完成



昭島市公式キャラクター
アッキー&アイラン